

議案第 18 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正により、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準額の改定その他平成 26 年度及び平成 27 年度における納期前の納付に係る報奨金の特例措置を平成 28 年度及び平成 29 年度も引き続き設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第15条の6中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第15条の6の10中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第19条第1項中「520,000円」を「540,000円」に改め、同項第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「470,000円」を「480,000円」に改め、同条第3項中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改める。

附則第8条の見出し及び同条第1項中「及び平成27年度における」を「から平成29年度までの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の6、第15条の6の10、第19条第1項及び同条第3項の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、<u>540,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 15 条の 6 の 2～第 15 条の 6 の 9 省略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、<u>190,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 15 条の 7～第 18 条 省略</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>540,000 円</u>を超える場合には、<u>540,000 円</u>)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>265,000 円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、<u>520,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 15 条の 6 の 2～第 15 条の 6 の 9 省略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、<u>170,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 15 条の 7～第 18 条 省略</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>520,000 円</u>を超える場合には、<u>520,000 円</u>)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>260,000 円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 480,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「540,000 円」とあるのは「190,000 円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 省略

第 19 条の 2～第 32 条 省略

附 則

第 1 条～第 7 条 省略

(平成 26 年度から平成 29 年度までの納期前の納付に係る報奨金の特例)

第 8 条 平成 26 年度から平成 29 年度までの納期前の納付に係る報奨金に関する第 22 条の 2 第 3 項の規定の適用は、口座振替の方法により納付した場合は、同項中「100 分の 0.35」とあるのは「100 分の 2.1」とし、口座振替の方法以外の納付書による納付その他の方法により納付した場合は、同項中「100 分の 0.35」とあるのは「100 分の 1.05」とする。

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 470,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「520,000 円」とあるのは「170,000 円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 省略

第 19 条の 2～第 32 条 省略

附 則

第 1 条～第 7 条 省略

(平成 26 年度及び平成 27 年度における納期前の納付に係る報奨金の特例)

第 8 条 平成 26 年度及び平成 27 年度における納期前の納付に係る報奨金に関する第 22 条の 2 第 3 項の規定の適用は、口座振替の方法により納付した場合は、同項中「100 分の 0.35」とあるのは「100 分の 2.1」とし、口座振替の方法以外の納付書による納付その他の方法により納付した場合は、同項中「100 分の 0.35」とあるのは「100 分の 1.05」とする。